

ID: 143

担当部署: 福祉環境課

<b>処分の概要</b>	使用権の承継の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	八頭町営墓地条例 第9条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第119号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用権の承継)  第9条 墓地の使用権は、使用者の死亡又はその他の理由により当該使用者に代わって祭事を主宰する者が、町長の承認を得て承継することができる。  2 前項の規定により承認を受けようとする者は、原因発生後速やかに町長に届け出なければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日